

結 果 の 概 要

1 令和5年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあったが、令和5年においては増加に転じた。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反とも増加している。

また、少年被疑事件及び外国人被疑事件（※2）の通常受理人員についても、増加した。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7、9、10表関係）

令和5年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は786,707人で、前年に比べると6.2%（45,604人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は10.2%（18,575人）、特別法犯は5.1%（4,080人）、道路交通法等違反は8.9%（17,487人）それぞれ増加している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は288,827人で、刑法犯全体の59.0%、総数の36.7%を占め、前年に比べると1.9%（5,462人）増加している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	786,707	100.0	6.2
刑 法 犯	200,373	25.5	10.2
特 別 法 犯	84,331	10.7	5.1
自動車による過失致死傷等	288,827	36.7	1.9
道路交通法等違反	213,176	27.1	8.9

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成30年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、令和4年までは全ての罪種について減少傾向であったが、令和5年から増加に転じている。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪 種	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	100	91	82	78	75	80
刑 法 犯	100	96	93	89	87	95
特 別 法 犯	100	98	98	94	89	94
自動車による過失致死傷等	100	88	72	69	68	69
道路交通法等違反	100	90	83	78	74	80

（注）1 平成30年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7、9表関係）

令和5年における刑法犯の通常受理人員は489,200人で、前年に比べると5.2%（24,037人）増加している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、盗品等関係（48.5%、301人）、強盗（21.0%、470人）、不同意わいせつ・不同意性交等（20.3%、1,249人）などがそれぞれ増加し、収賄・贈賄（22.6%、64人）、文書偽造（6.4%、157人）、公務執行妨害（4.7%、89人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	489,200	100.0	5.2
公務執行妨害	1,797	0.4	-4.7
放火	766	0.2	-0.9
住居侵入	5,843	1.2	5.5
文書偽造	2,314	0.5	-6.4
不同意わいせつ・不同意性交等	7,399	1.5	20.3
賭博・富くじ	541	0.1	-5.4
収賄・贈賄	219	0.0	-22.6
殺人	1,399	0.3	5.8
傷害	37,494	7.7	14.2
自動車による過失致死傷等	288,827	59.0	1.9
窃盗	80,439	16.4	10.8
強盗	2,705	0.6	21.0
詐欺	15,975	3.3	-4.5
恐喝	1,898	0.4	15.5
横領・背任	7,453	1.5	13.5
盗品等関係	921	0.2	48.5
毀棄・隠匿	7,471	1.5	2.7
暴力行為等処罰に関する法律	1,996	0.4	6.4
その他の刑法犯	23,743	4.9	16.3

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和5年における特別法犯の通常受理人員は84,331人で、前年に比べると5.1%(4,080人)増加している。

主な罪名別に前年と比較する(表4)と、出入国管理及び難民認定法(43.5%、2,041人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(41.3%、59人)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(25.1%、252人)などがそれぞれ増加し、金融商品取引法(47.4%、65人)、不正競争防止法(26.7%、36人)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(25.6%、10人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	84,331	100.0	5.1
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1,477	1.8	14.1
銃砲刀剣類所持等取締法	5,229	6.2	-4.3
売春防止法	526	0.6	20.1
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	2,969	3.5	-5.7
ストーカー行為等の規制等に関する法律	1,255	1.5	25.1
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	29	0.0	-25.6
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	63	0.1	16.7
著作権法	146	0.2	-24.7
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,384	7.6	-6.8
金融商品取引法	72	0.1	-47.4
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	202	0.2	41.3
貸金業法	69	0.1	-21.6
不正競争防止法	99	0.1	-26.7
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	225	0.3	-2.6
出入国管理及び難民認定法	6,736	8.0	43.5
その他の特別法犯	58,850	69.8	4.5

なお、令和5年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、麻薬及び向精神薬取締法(40.0%、506人)、大麻取締法(21.0%、1,628人)などが増加し、覚醒剤取締法(1.8%、181人)が減少している。

平成30年以降の麻薬、覚醒剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪 名	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
大 麻 取 締 法	5,338 (100)	6,255 (117)	7,243 (136)	8,217 (154)	7,767 (146)	9,395 (176)
麻薬及び向精神薬取締法	1,044 (100)	1,000 (96)	1,153 (110)	1,147 (110)	1,264 (121)	1,770 (170)
覚 醒 剤 取 締 法	15,843 (100)	13,325 (84)	13,644 (86)	12,820 (81)	9,864 (62)	9,683 (61)
あ へ ん 法	4 (100)	3 (75)	15 (375)	17 (425)	2 (50)	8 (200)
麻 薬 特 例 法	465 (100)	637 (137)	702 (151)	790 (170)	894 (192)	944 (203)

(注) () 内の数は、平成30年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員（統計表第8、9、10表関係）

令和5年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は792,268人で、未済となった被疑事件の人員の総数は26,102人である。前年と比べると、既済人員は6.2%（46,531人）、未済人員は6.5%（1,595人）とそれぞれ増加している。罪種別に前年と比較する（表6）と、既済人員については、刑法犯（9.8%、17,849人）、特別法犯（5.0%、4,087人）、自動車による過失致死傷等（2.3%、6,571人）、道路交通法等違反（9.1%、18,024人）とそれぞれ増加している。未済人員については、刑法犯（13.3%、1,544人）、自動車による過失致死傷等（1.2%、56人）、道路交通法等違反（1.1%、40人）とそれぞれ増加し、特別法犯（1.0%、45人）は減少している。

（※）時効再起事件の人員及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪 種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	792,268	100.0	6.2	26,102	100.0	6.5
刑 法 犯	199,575	25.2	9.8	13,112	50.2	13.3
特 別 法 犯	86,300	10.9	5.0	4,419	16.9	-1.0
自動車による過失致死傷等	289,667	36.6	2.3	4,855	18.6	1.2
道路交通法等違反	216,726	27.4	9.1	3,716	14.2	1.1

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、令和5年における受理人員（旧受及び新受）総数（935,814人）に対する未済人員（26,102人）の割合は2.8%で、前年と同ポイントとなっている。

令和5年の既済率は、総数は96.8%で、これも前年と同ポイントとなっている。

平成30年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪 種	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	98.3	98.0	97.2	97.3	96.8	96.8
刑 法 犯	96.2	95.9	95.1	94.5	94.0	93.8
特 別 法 犯	97.0	96.6	95.5	95.3	94.8	95.1
自動車による過失致死傷等	99.1	98.9	98.5	98.7	98.3	98.4
道路交通法等違反	99.1	98.9	98.2	98.6	98.2	98.3

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8、9、10表関係）

令和5年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は238,145人で4.6%（10,548人）、不起訴は507,221人で5.9%（28,129人）それぞれ増加している。

平成30年以降の既済事由別人員の構成比の推移は表8のとおりである。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由		平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴		31.0	31.1	31.4	31.5	30.5	30.1
公 判 請 求		8.4	8.9	9.8	9.9	9.3	9.5
略 式 命 令 請 求		22.6	22.2	21.5	21.7	21.3	20.5
不 起 訴		63.4	63.5	63.2	63.5	64.2	64.0
そ の 他		5.6	5.3	5.4	5.0	5.2	5.9

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

令和5年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は87.6%で同ポイント、嫌疑不十分は8.9%で0.1ポイント上昇、その他は3.5%で0.1ポイント低下した。

令和5年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では70.4%で、自動車による過失致死傷等は11.1%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成30年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、刑法犯では、令和3年までは上昇傾向にあったが、令和4年に0.8ポイント低下し、令和5年では0.1ポイント上昇している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分		平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
刑 法 犯	公 判 請 求	46.2	46.9	48.4	48.4	47.6	47.7
	略 式 命 令 請 求	53.8	53.1	51.6	51.6	52.4	52.3
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	70.7	70.8	71.2	71.4	70.7	70.4
	略 式 命 令 請 求	29.3	29.2	28.8	28.6	29.3	29.6
自動車による過失致死傷等	公 判 請 求	11.1	10.7	11.0	11.2	10.8	11.1
	略 式 命 令 請 求	88.9	89.3	89.0	88.8	89.2	88.9

(3) 被疑者の年齢（統計表第47、48表関係）

令和5年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、男性は20歳～24歳、女性は70歳以上が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成30年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳と70歳以上の構成比は、令和3年まではおおむね上昇傾向にあったが、令和4年から前者は低下傾向となり、後者はほぼ横ばいとなっている。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	令和5年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17 歳	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
18・19 歳	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9
20～24 歳	13.5	13.3	14.0	14.2	13.8	13.5	14.1	10.6
25～29 歳	10.8	10.8	11.0	11.0	11.2	11.3	11.9	8.6
30～34 歳	10.1	10.1	9.6	9.2	9.3	9.4	9.8	7.9
35～39 歳	9.9	10.0	9.2	9.4	9.5	9.2	9.3	8.3
40～44 歳	9.9	10.2	9.5	9.3	9.0	9.1	9.2	8.6
45～49 歳	9.9	10.2	9.9	9.7	9.4	9.1	9.1	9.0
50～54 歳	7.8	7.9	7.9	8.2	8.8	8.7	8.7	9.1
55～59 歳	6.0	6.2	6.4	6.4	6.5	7.0	6.9	7.1
60～64 歳	5.1	5.0	5.2	5.0	5.0	5.4	5.3	5.6
65～69 歳	5.7	5.3	5.1	4.7	4.5	4.3	4.2	4.7
70 歳 以上	10.2	10.1	11.3	12.0	11.9	12.1	10.6	19.6

(4) 起訴率（統計表第8、9、10表関係）

令和5年において起訴した人員は238,145人である。罪種別に起訴した人員の構成比を見ると、刑法犯は64,695人で27.2%、特別法犯は37,190人で15.6%、自動車による過失致死傷等は39,993人で16.8%、道路交通法等違反は96,267人で40.4%である。

令和5年の起訴率は32.0%である。

平成30年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあり、特別法犯及び道路交通法等違反は減少傾向にある。

表11 起訴率の推移

罪種	平成 30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
総数	32.8	32.9	33.2	33.2	32.2	32.0
刑法犯	37.1	38.2	37.4	36.8	36.2	36.9
特別法犯	50.9	49.3	48.8	48.7	45.8	45.4
自動車による過失致死傷等	11.6	12.4	13.5	13.7	13.5	14.2
道路交通法等違反	56.9	54.4	50.6	51.0	50.3	46.8

（注）1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成30年以降の推移を見る（表12）と、同年と比較して、賭博・富くじ（16.3ポイント）、盗品等関係（9.8ポイント）などが上昇し、収賄・贈賄（45.8ポイント）、強盗（17.1ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成 30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
公務執行妨害	47.4	53.5	52.2	48.4	44.7	44.9
放火	35.6	32.5	34.0	33.4	34.0	39.6
住居侵入	40.6	40.0	40.5	41.3	40.4	41.3
文書偽造	37.5	39.5	31.4	27.1	28.6	33.0
不同意わいせつ・不同意性交等	35.6	34.2	34.7	31.9	32.6	33.6
賭博・富くじ	44.3	66.7	68.8	59.6	54.2	60.6
収賄・贈賄	89.0	57.1	89.0	84.1	37.0	43.2
殺人	29.5	33.6	25.4	23.5	30.5	27.4
傷害	32.3	32.8	31.4	30.2	30.1	29.5
自動車による過失致死傷等	11.6	12.4	13.5	13.7	13.5	14.2
窃盗	41.1	43.2	43.7	43.6	43.4	44.7
強盗	55.9	47.8	42.2	25.9	29.6	38.8
詐欺	56.7	57.0	54.5	52.7	48.0	49.1
恐喝	30.2	32.4	29.1	29.1	24.9	29.8
横領・背任	17.0	20.0	20.8	19.9	21.7	22.6
盗品等関係	22.3	22.5	25.5	20.1	19.9	32.1
毀棄・隠匿	20.9	22.2	22.1	22.4	22.9	22.9
暴力行為等処罰に関する法律	36.4	36.7	33.8	30.6	31.5	29.7

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

(5) 処理期間（統計表第30、31表関係）

令和5年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯40.6%、特別法犯41.7%、総数40.9%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯70.7%、特別法犯70.5%、総数70.6%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯84.8%、特別法犯85.5%、総数85.0%である。

- (※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。
(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年を 超える
総 数	330,518 (100.0)	135,340 (40.9)	97,977 (29.6)	47,692 (14.4)	20,503 (6.2)	22,553 (6.8)	5,710 (1.7)	718 (0.2)	25 (0.0)
刑 法 犯	224,988 (100.0)	91,307 (40.6)	67,655 (30.1)	31,827 (14.1)	13,762 (6.1)	15,737 (7.0)	4,103 (1.8)	572 (0.3)	25 (0.0)
特 別 法 犯	105,530 (100.0)	44,033 (41.7)	30,322 (28.7)	15,865 (15.0)	6,741 (6.4)	6,816 (6.5)	1,607 (1.5)	146 (0.1)	-

(注) () 内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第27表関係）

令和5年における少年被疑事件の通常受理人員は48,931人で、前年に比べると18.9%（7,783人）増加している。

罪種別に前年と比較して見る（表14）と、刑法犯は28.6%（5,588人）、特別法犯は19.6%（827人）、道路交通法等違反は19.5%（1,805人）それぞれ増加し、自動車による過失致死傷等は5.4%（437人）減少している。

また、男女別構成比では、男性が83.8%を占めている。前年に比べると、男性は20.0%（6,825人）、女性は13.7%（958人）それぞれ増加している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	48,931	100.0	18.9
刑 法 犯	25,112	51.3	28.6
特 別 法 犯	5,048	10.3	19.6
自動車による過失致死傷等	7,710	15.8	-5.4
道路交通法等違反	11,061	22.6	19.5
男	40,988	83.8	20.0
女	7,943	16.2	13.7

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成30年以降の推移を罪種別に見る（表15）と、令和3年までは特別法犯を除いた罪種で低下傾向であったが、令和4年に刑法犯も上昇に転じ、令和5年においては、自動車による過失致死傷等を除く罪種で大幅に上昇した。

また、男女別の推移も令和4年から上昇に転じており、令和5年は男性15ポイント、女性10ポイント上昇している。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	100	88	79	71	72	86
刑 法 犯	100	87	76	65	67	86
特 別 法 犯	100	112	120	125	138	165
自動車による過失致死傷等	100	82	70	66	64	61
道路交通法等違反	100	89	88	76	75	90
男	100	87	79	70	71	86
女	100	89	79	74	75	85

- (注) 1 平成30年を100とする指数である。
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第27表関係）

令和5年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別（※）に見る（表16）と、前年に比べて、

盗品等関係（68.2%、161人）、強盗（53.5%、159人）、窃盗（32.6%、3,103人）、傷害（31.3%、817人）などが増加し、公務執行妨害（20.9%、29人）、殺人（11.5%、6人）などが減少した。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。
以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	32,822	100.0	18.6
公 務 執 行 妨 害	110	0.3	-20.9
放 火	44	0.1	2.3
住 居 侵 入	1,104	3.4	22.0
文 書 偽 造	76	0.2	-2.6
不同意わいせつ・不同意性交等	647	2.0	9.7
殺 人	46	0.1	-11.5
傷 害	3,424	10.4	31.3
自動車による過失致死傷等	7,710	23.5	-5.4
窃 盗	12,615	38.4	32.6
強 盗	456	1.4	53.5
詐 欺	1,108	3.4	19.3
恐 喝	524	1.6	25.4
横 領 ・ 背 任	1,624	4.9	26.1
盗 品 等 関 係	397	1.2	68.2
暴力行為等処罰に関する法律	198	0.6	13.8
そ の 他 の 刑 法 犯	2,739	8.3	21.4

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法は150人で82.9%（68人）、大麻取締法は1,493人で37.4%（406人）、覚醒剤取締法は143人で10.9%（14人）それぞれ増加し、毒物及び劇物取締法は2人で60.0%（3人）減少した。

（3）全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7、9、10、27表関係）

令和5年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は6.2%で、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成30年以降の推移を罪種別に比較する（表17）と、特別法犯は上昇傾向にあるものの、全般的に低下傾向が認められたが、令和4年から自動車による過失致死傷等を除き上昇傾向に転じ、令和5年は前年と比較して刑法犯は1.8ポイント、特別法犯は0.7ポイント、道路交通法等違反は0.5ポイントそれぞれ上昇している。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
総 数	5.8	5.6	5.7	5.3	5.6	6.2
刑 法 犯	13.9	12.5	11.3	10.0	10.7	12.5
特 別 法 犯	3.4	3.9	4.1	4.5	5.3	6.0
自動車による過失致死傷等	3.0	2.8	2.9	2.9	2.9	2.7
道路交通法等違反	4.6	4.6	4.9	4.5	4.7	5.2

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

令和5年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、盗品等関係（5.0ポイント）、強盗（3.6ポイント）、窃盗（2.6ポイント）などであり、減少している罪名は、公務執行妨害（1.3ポイント）、不同意わいせつ・不同意性交等（0.9ポイント）などである。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少年	成人
総 数	6.7	93.3
公務執行妨害	6.1	93.9
放火	5.7	94.3
住居侵入	18.9	81.1
文書偽造	3.3	96.7
不同意わいせつ・不同意性交等	8.7	91.3
殺人	3.3	96.7
傷害	9.1	90.9
自動車による過失致死傷等	2.7	97.3
窃盗	15.7	84.3
強盗	16.9	83.1
詐欺	6.9	93.1
恐喝	27.6	72.4
横領・背任	21.8	78.2
盗品等関係	43.1	56.9
暴力行為等処罰に関する法律	9.9	90.1
その他の刑法犯	8.6	91.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

令和5年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る（表19）と、前年に比べて、14・15歳は39.3%（1,687人）、16・17歳は31.3%（2,566人）、18・19歳は5.9%（898人）それぞれ増加している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	32,822	100.0	18.6
14・15 歳	5,984	18.2	39.3
16・17 歳	10,761	32.8	31.3
18・19 歳	16,077	49.0	5.9

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成30年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、令和5年は前年に比して、14・15歳の割合は2.7ポイント、16・17歳の割合は3.2ポイントそれぞれ上昇し、18・19歳の割合は5.9ポイント低下している。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15 歳	16.0	14.1	14.0	14.2	15.5	18.2
16・17 歳	29.6	30.4	30.0	29.6	29.6	32.8
18・19 歳	54.4	55.5	56.0	56.2	54.9	49.0

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15、16、21、22表関係）

令和5年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は21,767人で、前年に比べると20.3%（3,668人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は15.2%（1,459人）、特別法犯は25.9%（2,209人）それぞれ増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	21,767	100.0	20.3
刑 法 犯	11,045	50.7	15.2
特 別 法 犯	10,722	49.3	25.9

令和5年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、ベトナム、中国、韓国・朝鮮、ブラジルが上位を占める。

前年に比べると、タイ（58.0%、334人）、アメリカ合衆国（38.6%、145人）、ペルー（37.2%、111人）、ベトナム（33.0%、1,672人）などがそれぞれ増加し、韓国・朝鮮（4.2%、104人）が減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	21,767	100.0	20.3
ベ ト ナ ム	6,732	30.9	33.0
中 国	4,287	19.7	1.9
韓 国 ・ 朝 鮮	2,345	10.8	-4.2
ブ ラ ジ ル	1,332	6.1	18.4
フ ィ リ ピ ン	1,121	5.1	2.1
タ イ	910	4.2	58.0
ア メ リ カ 合 衆 国	521	2.4	38.6
ペ ル ー	409	1.9	37.2
イ ン ド ネ シ ア	389	1.8	26.3
ス リ ラ ン カ	326	1.5	3.8
そ の 他	3,395	15.6	48.4

令和5年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は17,463人で、前年から3,571人増加している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は18.5%（1,235人）、特別法犯は32.4%（2,336人）それぞれ増加している。

また、令和5年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は80.2%で、前年に比べると3.4ポイント上昇しており、罪種別では、刑法犯は71.7%で2.0ポイント、特別法犯は89.0%で4.3ポイントそれぞれ上昇している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	17,463	100.0	25.7	80.2
刑 法 犯	7,919	45.3	18.5	71.7
特 別 法 犯	9,544	54.7	32.4	89.0

令和5年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、ベトナム、中国、ブラジル、タイなどが上位を占める。

前年に比べると、アメリカ合衆国（73.5%、122人）、タイ（58.6%、316人）、ペルー（35.6%、68人）、ベトナム（33.1%、1,646人）などがそれぞれ増加している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に 占める割合 (%)
総 数	17,463	100.0	25.7	80.2
ベ ト ナ ム	6,623	37.9	33.1	98.4
中 国	3,297	18.9	1.5	76.9
ブ ラ ジ ル	926	5.3	17.1	69.5
タ イ	855	4.9	58.6	94.0
フィリピン	831	4.8	4.4	74.1
韓 国 ・ 朝 鮮	653	3.7	9.9	27.8
インドネシア	383	2.2	29.8	98.5
スリランカ	318	1.8	3.6	97.5
アメリカ合衆国	288	1.6	73.5	55.3
ペ ル ー	259	1.5	35.6	63.3
そ の 他	3,030	17.4	52.5	89.2

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第16、22表関係）

令和5年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、恐喝（103.3%、31人）、文書偽造（56.0%、70人）などが増加し、賭博・富くじ（67.6%、48人）、詐欺（7.6%、71人）などが減少している。特別法犯では、関税法（63.4%、123人）、出入国管理及び難民認定法（45.7%、1,963人）、大麻取締法（42.4%、193人）などが増加し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（26.6%、66人）、売春防止法（3.0%、1人）が減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法が28.7%と最も高く、次いで窃盗が21.5%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	21,767	100.0	20.3
刑 法 犯	11,045	50.7	15.2
公 務 執 行 妨 害	109	0.5	-6.8
住 居 侵 入	377	1.7	30.4
文 書 偽 造	195	0.9	56.0
不同意わいせつ・不同意性交等	374	1.7	17.6
賭 博 ・ 富 く じ	23	0.1	-67.6
殺 人	92	0.4	26.0
傷 害	2,204	10.1	13.7
窃 盗	4,674	21.5	20.2
強 盗	195	0.9	31.8
詐 欺	861	4.0	-7.6
恐 喝	61	0.3	103.3
横 領 ・ 背 任	291	1.3	9.4
盗 品 等 関 係	161	0.7	36.4
暴力行為等処罰に関する法律	131	0.6	2.3
そ の 他 の 刑 法 犯	1,297	6.0	13.3
特 別 法 犯	10,722	49.3	25.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	182	0.8	-26.6
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	286	1.3	2.5
売 春 防 止 法	32	0.1	-3.0
大 麻 取 締 法	648	3.0	42.4
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	368	1.7	3.1
覚 醒 剤 取 締 法	784	3.6	19.9
あ れ 他 の 法	-	-	-
関 税 法	317	1.5	63.4
出入国管理及び難民認定法	6,258	28.7	45.7
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,847	8.5	-7.6

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和5年における全被疑者の通常受理人員（284,704人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は7.6%で、前年に比べると、0.7ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、盗品等関係（17.5%）、文書偽造（8.4%）、強盗（7.2%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（92.9%）、関税法（56.7%）などが高い割合を示している。

令和5年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、恐喝（128.6%、18人）、文書偽造（48.6%、51人）、盗品等関係（33.0%、34人）などが増加し、賭博・富くじ（78.3%、47人）、公務執行妨害（23.3%、20人）、暴力行為等処罰に関する法律（15.1%、14人）などが減少している。特別法犯では、関税法（75.6%、124人）、大麻取締法（60.4%、186人）、出入国管理及び難民認定法（47.0%、1,977人）などが増加し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（20.1%、31人）が減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総数	17,463	100.0	25.7
刑法犯	7,919	45.3	18.5
公務執行妨害	66	0.4	-23.3
住居侵入	295	1.7	27.2
文書偽造	156	0.9	48.6
不同意わいせつ・不同意性交等	303	1.7	24.7
賭博・富くじ	13	0.1	-78.3
殺人	75	0.4	25.0
傷害	1,370	7.8	15.7
窃盗	3,486	20.0	27.9
強盗	148	0.8	31.0
詐欺	639	3.7	-8.5
恐喝	32	0.2	128.6
横領・背任	197	1.1	13.2
盗品等関係	137	0.8	33.0
暴力行為等処罰に関する法律	79	0.5	-15.1
その他の刑法犯	923	5.3	16.2
特別法犯	9,544	54.7	32.4
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	123	0.7	-20.1
銃砲刀剣類所持等取締法	206	1.2	2.0
売春防止法	19	0.1	35.7
大麻取締法	494	2.8	60.4
麻薬及び向精神薬取締法	326	1.9	4.5
覚醒剤取締法	594	3.4	31.1
あへん法	-	-	-
関税法	288	1.6	75.6
出入国管理及び難民認定法	6,185	35.4	47.0
その他の特別法犯	1,309	7.5	-6.0

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和5年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、盗品等関係（85.1%）、殺人（81.5%）、不同意わいせつ・不同意性交等（81.0%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（98.8%）、関税法（90.9%）、麻薬及び向精神薬取締法（88.6%）などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕（統計表第41、43表関係）

令和5年に既済となった被疑事件（※）の人員のうち、逮捕された者は104,619人で、前年に比べると9.0%（8,660人）増加し、同年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は36.9%で前年より0.2ポイント上昇した。

（※）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る（表27）と、逮捕された者の人員は、刑法犯は8.7%（6,173人）、特別法犯は9.9%（2,487人）増加している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は38.5%で前年より0.4ポイント低下し、特別法犯は33.1%で前年より1.5ポイント上昇している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮 捕 さ れ た 者			逮 捕 さ れ な か っ た 者		
		人 員	総数に対する割合(%)	対前年比(%)	人 員	総数に対する割合(%)	対前年比(%)
総 数	283,371	104,619	100.0	9.0	178,752	100.0	7.9
刑 法 犯	199,507	76,887	73.5	8.7	122,620	68.6	10.5
特 別 法 犯	83,864	27,732	26.5	9.9	56,132	31.4	2.6

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成30年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 30 年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮 捕 さ れ た 者	38.8	38.5	37.4	36.6	36.7	36.9
逮 捕 さ れ な か っ た 者	61.2	61.5	62.6	63.4	63.3	63.1

令和5年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び総数に対する割合を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は6,949人（23.0%）、同成人は97,656人（40.9%）であり、前年に比べると、少年は20.6%（1,186人）、成人は8.3%（7,469人）それぞれ増加している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男性は92,285人（40.2%）、同女性は12,334人（30.4%）であり、前年に比べると、男性は8.8%（7,458人）、女性は10.8%（1,203人）それぞれ増加している。

令和5年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が130人（0.1%）、警察から身柄送致が98,383人（94.0%）、警察で身柄釈放が6,106人（5.8%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が21.2%（35人）、警察で身柄釈放が3.3%（208人）それぞれ減少し、警察から身柄送致が9.9%（8,903人）増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	104,619	100.0	9.0
検 察 庁 逮 捕	130	0.1	-21.2
警 察 から 身 柄 送 致	98,383	94.0	9.9
警 察 で 身 柄 釈 放	6,106	5.8	-3.3

また、令和5年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は53,534人（51.2%）、不起訴は44,846人（42.9%）、中止は56人（0.1%）、家庭裁判所送致は6,183人（5.9%）であり、前年に比べると、起訴は7.8%（3,862人）、不起訴は9.2%（3,774人）それぞれ増加している。

(2) 勾留（統計表第41、42、44表関係）

令和5年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は92,972人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の94.4%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は89,424人で、勾留請求した者の96.2%を占めている。

また、勾留された者（※）は89,444人で、前年に比べると10.4%（8,427人）増加している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

令和5年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、勾留中公判請求は37,110人（41.5%）、勾留中略式命令請求は6,524人（7.3%）、勾留中家裁送致は4,102人（4.6%）、釈放は41,701人（46.6%）であり、前年に比べると、勾留中公判請求は7.9%（2,705人）、勾留中略式命令請求は8.1%（489人）、勾留中家裁送致は22.9%（763人）、釈放は12.0%（4,474人）それぞれ増加している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	89,444	100.0	10.4
勾 留 中 公 判 請 求	37,110	41.5	7.9
勾留中略式命令請求	6,524	7.3	8.1
勾 留 中 家 裁 送 致	4,102	4.6	22.9
釈 放	41,701	46.6	12.0
そ の 他	7	0.0	-36.4

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は5,873人（14.1%）、不起訴は34,670人（83.1%）、中止は42人（0.1%）、家庭裁判所送致は1,116人（2.7%）である。

令和5年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は49,510人（55.4%）、不起訴は34,798人（38.9%）、中止は42人（0.0%）、家庭裁判所送致は5,094人（5.7%）であり、前年に比べると、起訴は8.5%（3,880人）、不起訴は11.6%（3,606人）それぞれ増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	89,444	100.0	10.4
起 訴	49,510	55.4	8.5
不 起 訴	34,798	38.9	11.6
起 訴 猶 予	23,492	26.3	12.5
嫌 疑 不 十 分	10,204	11.4	10.3
そ の 他	1,102	1.2	3.5
中 止	42	0.0	23.5
家 裁 送 致	5,094	5.7	22.4

令和5年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,408人（1.6%）、10日以内は26,000人（29.1%）、15日以内は4,120人（4.6%）、20日以内は57,749人（64.6%）、25日以内は30人（0.0%）、25日を超えるは137人（0.2%）である。

なお、令和5年において勾留期間の延長を請求した者は62,235人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は62,080人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長を許可された者のうち、起訴は35,399人で、延長が許可された者の57.0%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

令和5年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は136,711人で全体の66.0%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に前年と比べると、刑法犯は36.1%で0.3ポイント、特別法犯は29.7%で1.3ポイント低下している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	206,994	136,711	70,283
男	176,151	111,903	64,248
女	30,843	24,808	6,035
刑 法 犯	137,865	88,129	49,736
男	114,939	69,924	45,015
女	22,926	18,205	4,721
特 別 法 犯	69,129	48,582	20,547
男	61,212	41,979	19,233
女	7,917	6,603	1,314

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成30年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	61.8	62.3	62.7	63.4	63.6	63.9
前 科 者	38.2	37.7	37.3	36.6	36.4	36.1

令和5年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、構成比が高い罪名から順に、初犯者は収賄・贈賄（91.0%）、不同意わいせつ・不同意性交等（74.9%）、横領・背任（72.0%）、前科者は公務執行妨害（45.8%）、脅迫（41.5%）、窃盗（41.5%）などである。

また、前年に比べると、初犯者は強盗57.3%（160人）、盗品等関係46.0%（57人）が、前科者は盗品等関係55.7%（44人）、強盗45.8%（82人）などがそれぞれ増加している。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公 務 執 行 妨 害	54.2	45.8
放 火	69.9	30.1
住 居 侵 入	64.8	35.2
文 書 偽 造	65.9	34.1
不同意わいせつ・不同意性交等	74.9	25.1
賭 博 ・ 富 く じ	67.4	32.6
収 賄 ・ 贈 賄	91.0	9.0
殺 人	71.3	28.7
傷 害	67.7	32.3
脅 迫	58.5	41.5
窃 盗	58.5	41.5
強 盗	62.7	37.3
詐 欺	67.7	32.3
恐 喝	60.8	39.2
横 領 ・ 背 任	72.0	28.0
盗 品 等 関 係	59.5	40.5
毀 棄 ・ 隠 匿	61.7	38.3
暴力行為等処罰に関する法律	59.7	40.3

注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和5年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、売春防止法（85.9%）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（83.5%）、公職選挙法（77.5%）など、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法（81.0%）、覚醒剤取締法（75.4%）である。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

令和5年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は40.4%（前年39.7%）、特別法犯は47.0%（同46.8%）であり、前科者では刑法犯は58.5%（同58.3%）、特別法犯は65.3%（同64.2%）である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、強盗（87.9%）、殺人（86.9%）、収賄・贈賄（84.2%）などであり、前科者では、収賄・贈賄（100.0%）、殺人（91.6%）、強盗（89.7%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	42.9	58.7
放火	69.1	71.0
住居侵入	40.9	58.5
文書偽造	52.8	63.9
不同意わいせつ・不同意性交等	48.6	64.7
賭博・富くじ	57.0	74.8
収賄・贈賄	84.2	100.0
殺害	86.9	91.6
傷害	30.4	40.6
脅迫	40.4	45.8
窃盗	40.6	65.0
強盗	87.9	89.7
詐欺	60.2	69.6
恐喝	46.5	47.5
横領・背任	22.4	33.4
盗品等関係	54.1	69.1
毀棄・隠匿	45.1	59.2
暴力行為等処罰に関する法律	23.9	47.3

- (注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。
2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率を見ると、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、覚醒剤取締法（89.0%）、麻薬及び向精神薬取締法（84.3%）、児童福祉法（69.6%）などであり、前科者では、覚醒剤取締法（90.0%）、麻薬及び向精神薬取締法（88.8%）、児童福祉法（87.5%）などである。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59、60表関係）

令和5年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とはが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は54人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は43人で、検察官が控訴した被告事件の79.6%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、令和5年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が53.4%と最も高く、次いで控訴棄却が25.9%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	58	100.0
破 棄 自 判	31	53.4
破棄差戻し・破棄移送	7	12.1
控 訴 棄 却	15	25.9
控 訴 取 下 げ	—	—
そ の 他	5	8.6

検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の18人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は7人（38.9%）、無罪となった人員は1人（5.6%）、公訴棄却となった人員は1人（5.6%）、破棄差戻し・破棄移送は3人（16.7%）、控訴棄却は6人（33.3%）である。

また、原判決が有罪の26人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は4人（15.4%）、刑が同じ人員は2人（7.7%）、刑を軽くした人員は2人（7.7%）、公訴棄却は6人（23.1%）、破棄差戻し・破棄移送は4人（15.4%）、控訴棄却は4人（15.4%）、その他は4人（15.4%）である。

(2) 上告（統計表第59、61表関係）

令和5年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とはが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は7人である。また、検察官が上告した被告事件で、令和5年において既済となった人員は5人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

令和5年において確定裁判を受けた人員は201,990人で、前年に比べると0.7%（1,418人）増加している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較する（表37）と、無罪（31.7%、19人）、公訴棄却（9.8%、32人）、死刑（3人）などは増加し、拘留（16.7%、1人）は減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総 数	201,990	100.0	0.7
死 刑	3	0.0	-
懲 役	39,237	19.4	0.8
禁 錮	2,703	1.3	2.8
罰 金	158,336	78.4	0.6
拘 留	5	0.0	-16.7
科 料	1,264	0.6	2.7
無 罪	79	0.0	31.7
公 訴 棄 却	360	0.2	9.8
そ の 他	3	0.0	-

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成30年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、令和4年までは懲役、禁錮及び罰金のいずれも低下傾向にあったが、令和5年は禁錮が3.0ポイント上昇している。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑 の 種 類	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
懲 役	100	97	93	91	82	82
禁 錮	100	97	87	85	83	86
罰 金	100	87	77	74	71	71

（注）平成30年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成30年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については、令和3年、令和4年と上昇傾向にあったが、令和5年は令和4年から0.9ポイント低下している。また、禁錮の実刑は、令和4年から0.3ポイント低下している。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分	平成 30年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	36.2	36.0	35.7	35.9	36.3
	一部 猶 予	3.3	3.1	2.9	2.3	1.9
	全部 猶 予	60.5	60.8	61.4	61.7	61.8
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	1.9	1.8	1.7	1.7	1.9
	一部 猶 予	-	-	-	-	-
	全部 猶 予	98.1	98.2	98.3	98.3	98.1

令和5年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る（表40）と、前年と比較して、懲役では、無期が70.0%、20年を超えるが5.3%、5年以下が5.5%などそれぞれ増加し、20年以下が16.3%、15年以下が8.1%などそれぞれ減少した。また、禁錮では、3年以下が6.5%増加し、3年を超えるが25.0%、3年以下が53.3%減少した。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区 分		人 員	構成比 (%)
懲 役	計	13,877	100.0
	1 年 以 下	3,801	27.4
	3 年 以 下	7,390	53.3
	5 年 以 下	1,868	13.5
	10 年 以 下	638	4.6
	15 年 以 下	102	0.7
	20 年 以 下	41	0.3
	20 年を超える	20	0.1
	無 期	17	0.1
禁 錮	計	43	100.0
	1 年 以 下	7	16.3
	3 年 以 下	33	76.7
	3 年を超える	3	7.0
	無 期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予（統計表第68、69、70、71、72、73、74、75表関係）

令和5年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は27,451人で、前年に比べると3.0%（801人）増加している。
また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、懲役が571人で前年と比べると21.0%（152人）減少し、禁錮は計上がなかった。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、懲役が24,789人（90.3%）、禁錮が2,660人（9.7%）であり、前年と比べると、懲役が3.0%（720人）、禁錮が3.1%（80人）それぞれ増加している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41、表42）と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が68.1%と最も高く、次いで4年以上が19.9%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が89.0%と最も高く、次いで3年以上が8.8%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間		人 員	構成比 (%)
計		27,451	100.0
1 年 以 上		4	0.0
2 年 以 上		1,000	3.6
3 年 以 上		18,703	68.1
4 年 以 上		5,465	19.9
5 年 以 上		2,279	8.3

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間		人 員	構成比 (%)
計		571	100.0
1 年 以 上		9	1.6
2 年 以 上		508	89.0
3 年 以 上		50	8.8
4 年 以 上		3	0.5
5 年 以 上		1	0.2

令和5年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は2,952人（取り消された刑の種類は、懲役2,940人、禁錮12人）で、前年に比べると3人（0.1%）増加している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は2,773人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の93.9%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は372人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の13.4%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は281人で、そのうち、260人が覚醒剤取締法による刑の一部の執行猶予によるものであった。